

肝炎対策をめぐる近年の動きについて

平成12年(11月)	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省において「肝炎対策プロジェクトチーム」を設置 ・「肝炎対策に関する有識者会議」を設置
平成13年(3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「肝炎対策に関する有識者会議」が報告書取りまとめ
平成14年(4月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「C型肝炎等緊急総合対策」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>特定感染症検査等事業において肝炎ウイルス検査実施（都道府県等における保健所にて実施）</u> ➢ <u>老人保健法による健康診査において肝炎ウイルス検査実施</u> ➢ <u>政府管掌健康保険生活習慣病予防検診において肝炎ウイルス検査実施</u> ➢ <u>厚生労働科学研究において「肝炎等克服緊急対策研究」開始</u>
平成17年(3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「C型肝炎対策等に関する専門家会議」を設置
(8月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「C型肝炎対策等に関する専門家会議」が「C型肝炎対策等の一層の推進について」報告書取りまとめ
平成18年(4月)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>特定感染症検査等事業における肝炎ウイルス検査の単独実施及び年齢制限撤廃</u>
(6月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「全国C型肝炎診療懇談会」を設置
平成19年(1月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「全国C型肝炎診療懇談会」が「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」報告書取りまとめ
(4月)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>都道府県における肝疾患診療連携拠点病院の指定開始（都道府県に「肝疾患診療体制の整備について」を通知）</u> ➢ <u>特定感染症検査等事業における医療機関委託による検査の実施</u>
平成20年(1月)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>緊急肝炎ウイルス検査事業の実施（医療機関委託による無料検査の実施）</u>
(4月)	<ul style="list-style-type: none"> 「肝炎総合対策」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>肝炎治療特別促進事業（肝炎医療費助成制度）開始</u> →B型・C型肝炎のインターフェロン治療への医療費助成開始
(5月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「肝炎治療戦略会議」を設置
(6月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「肝炎治療戦略会議」が「肝炎研究7カ年戦略」取りまとめ

	<p>(8月) ・「第1回全国肝炎総合対策推進懇談会」開催</p> <p>(10月) ・国立国際医療センター国府台病院に「肝炎情報センター」設置</p> <p>(11月) ・「肝炎治療戦略会議」が「C型慢性肝炎難治症例に対するペグインターフェロンおよびリバビリン併用療法における延長投与(72週投与)について」取りまとめ</p> <p>・「肝炎情報センター」による「都道府県肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会」開始</p> <p>(12月) ・「肝炎情報センターホームページ」開設</p>
平成21年(4月)	<p>➤ <u>肝炎治療特別促進事業(肝炎医療費助成制度)運用変更</u></p> <p>→ 1. 助成期間の延長(72週投与)に関する運用変更</p> <p>2. 自己負担限度額の階層区分の決定に関する運用変更</p>
	<p>(6月) ・「第2回全国肝炎総合対策推進懇談会」開催</p> <p>(11月) ・「肝炎対策基本法」成立(衆議院厚生労働委員長提案)</p> <p>(12月) ・「肝炎治療戦略会議」が「ウイルス性慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤・インターフェロン製剤等の有効性・安全性について」取りまとめ</p>
平成22年(3月)	<p>・「肝炎治療戦略会議」が「ウイルス性慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤・インターフェロン製剤等の有効性・安全性について【追加報告】」取りまとめ</p> <p>(4月) ➤ <u>肝炎治療特別促進事業(肝炎医療費助成制度)の拡充</u></p> <p>→ 1. 自己負担限度月額額の引下げ</p> <p>(1、3、5万円→原則1万円(上位所得世帯は2万円))</p> <p>2. 核酸アナログ製剤治療を助成対象医療に追加、</p> <p>(B・C型肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療のみ</p> <p>→B型肝炎の核酸アナログ製剤治療を追加。)</p> <p>3. インターフェロン治療に係る制度利用回数の制限緩和</p> <p>(1人1回のみ→医学的に再治療の効果が高いと認められる一定条件を満たした場合、インターフェロン治療に係る助成制度利用回数を2回まで認める)</p>